

市 民 税 県 民 税														
納 入 申 告 書														
(宛 先)					(受 付 印)									
南 相 馬 市 長														
令和 年 月 日 提出					令和 年 月 分		人 員			人				
					十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
退 職 手 当 等 支 払 金 額														
特 別 徴 収 税 額		市 民 税												
		県 民 税												
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により 上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告しま す。														
特 別 徴 収 義 務 者	住 所 又 は 所 在 地		〒											
	氏 名 又 は 名 称													
	個 人 号													

●退職所得分の「市民税 県民税 納入申告書」(個人事業主の方へ)

退職所得に対する所得割額を徴収した場合には、退職所得分の「市民税 県民税 納入申告書」に必要事項を記載して徴収した月の翌月の10日(土曜日・日曜日、祝日のときは、その翌日)までに市役所税務課へ提出してください。

- ① 個人事業主の方が納入申告書を提出するときは、納入済通知書裏面にある納入申告書ではなく、この用紙を使用してください。
- ② 個人番号を記載した納入申告書の提出を受ける際には、法律に基づく本人確認を行いますので、マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認書類を提示してください(郵送提出の場合は写しを同封してください。)

●退職所得分の「市民税 県民税 納入申告書」の書き方

1. 「令和 年 月 分」欄には、退職手当等を支払った年月を記入してください。
2. 「人員」欄には、退職所得に対する所得割額を徴収した人員の人数を記入してください。
3. 「退職手当等支払金額」欄には、退職所得に対する所得割額を徴収した人の分のみの合計額を記入するとともに、「退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の個人別内訳書」に必要事項を記載して提出してください。
4. 特別徴収税額の「市民税」「県民税」欄には、退職所得に対する所得割額を市民税と県民税とに区分して記載してください。
5. 特別徴収義務者の「個人番号」欄には、個人事業主の方の個人番号を記載してください。

南相馬市役所 税務課 市民税係
 TEL 0244-24-5226
 FAX 0244-23-0311

※必要事項を記入後、点線に沿って切り離してご提出ください。